

安心して子育てができ、育てる喜びを感じ、子どもたちが笑顔で成長していけるよう

●子ども・子育て支援新制度が始まります

☎役場子ども課 ☎町役場／☎ 261・262

子ども・子育て新制度

平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」を中心とする「子ども・子育て関連 3 法」に基づいて、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充と、質の向上を図るため、平成 27 年 4 月から本格スタートします。

新制度の主な取り組み

幼児期の学校教育と保育を総合的に提供

「認定こども園」の普及を進めて、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供を図ります。

待機児童の解消

地域のニーズを踏まえ、保育の場を増やし待機児童の解消を図ります。また、幼稚園教諭や保育士などの人材確保に努め、「質」の向上を目指します。

子育て支援の充実

妊娠・出産期から学童期まで、切れ目のない子育て支援事業の充実を推進します。また、妊婦健診、地域子育て支援センター、学童保育(放課後児童クラブ)などの拡充に努めます。

子ども・子育て関連 3 法とは

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を推進するために制定された 3 つの法律のことです。

- 子ども・子育て支援法
- 認定子ども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法及び認定子ども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

地域の実情に合った子育て支援のために

安心して子育てができ、育てる喜びを感じ、子どもたちが笑顔で成長していけるように、来年 4 月から新しい制度が始まります。

町では、子どもの保護者や学識経験者、子ども・子育て支援の関係者など 15 人で構成する「益城町子ども・子育て会議」を設置しました。子育て支援のニーズ調査を行い、地域の実情にあった子育て支援を実現するための「子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

※この新制度の開始に伴い、保育所や幼稚園の利用方法や保育料・授業料などが変更になる可能性があります。また、利用にあたり、教育・保育の必要性に応じた認定を受ける必要があります。具体的な申込方法などは、現在検討中です。今後決まり次第、広報紙や町ホームページでお知らせします。

教育・保育施設と地域型保育事業を紹介します

幼稚園

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校。

利用時間

昼過ぎ頃までの教育時間。園で教育時間前後や預かり保育などを実施。

利用できる児童 制限なし。

保育所

就労などのため家庭で保育ができない保護者に代わり保育する施設。

利用時間

朝から夕方までの保育(11 時間が基準)のほか、園により延長保育を実施。

利用できる児童

共働き世帯など、家庭で保育のできない児童。

地域型保育

少人数の単位で、0～2 歳の子どもを預かる事業。家庭的保育事業、小規模保育事業など

利用できる児童

共働き世帯など、家庭で保育のできない児童。

認定こども園

教育と保育を一体的に行う施設。幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設。

利用できる児童 制限なし。